

平成21年度における厚生労働省所管独立行政法人の
業務の実績に関する評価の結果等についての意見（抄。備考付）

（目次）

1 所管法人共通（保有資産の見直し）	1
所管法人共通（内部統制の充実・強化）	7
2 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	9
3 独立行政法人福祉医療機構	10
4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	11
5 独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構	13
6 年金積立金管理運用独立行政法人	14

- 0 -

【1 所管法人共通】

総務省政・独委意見	備考
<p>（保有資産の見直し） （1～3 略） 4 厚生労働省所管独立行政法人の保有資産について （1）実物資産等 評価の視点等においては、上記項目1で触れた抜本の見直しの視点で、「保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める」ものとされた「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等を踏まえ、独立行政法人が、所有又は借上げにより使用している実物資産等の必要性を検証するに際し、特に留意すべき視点として、i) 法人の任務遂行上の有用性、ii) 資産規模の適切性、iii) 現在地に立地する必要性、iv) 資産の利用度等、v) 経済合理性を挙げ、検証結果等を踏まえた法人の取組については、vi) 処分等の取組の適切性を挙げたところである。 厚生労働省所管の14法人が所有又は借上げにより使用している実物資産等の利用状況等についてみると、表1-1の法人が所有する職員宿舍の平成21年6月1日時点の入居率は、90パーセントを下回り、国家公務員宿舍の平均入居率約96パーセント（注）に比し低い。また、表1-2の宿泊施設、教育研修施設等の利用率は、50パーセントに満たず低調である。 （注）平成17年9月1日現在における国家公務員宿舍の平均入居率は約96パーセント（財政制度等審議会資料による。）</p>	<p>○ 表1-1から表1-4までに記載された保有資産等については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において国庫納付等の処分を講ずることとされたものであり、当該基本方針に沿った法人の取組が適切に実施されているかの観点から評価を行うことが求められたものである</p>

- 1 -

表1-1 入居率が低調な職員宿舎

法人名	区分	設置箇所数 (か所)	宿舎戸数 (戸)	入居率 (H21.6.1時点) (%)	備考
雇用・能力開発機構	所有	505	1,184	88	18,202

(注) 1 表中の法人は、所有宿舎の総戸数が100戸以上で入居率が90%を下回る法人であり、見直しの基本方針において集約化等の指摘を受けているものである。

2 備考欄は、平成21年度のB/S価格(単位:百万円)を記載している。

表1-2 利用率が50%を下回る宿泊施設、教育研修施設等

法人名	施設名	区分	利用に供する部屋数 (室)	利用率 (H21) (%)
労働政策研究・研修機構	労働大学校(宿泊施設分)	所有	360	48

(注) 1 表中の施設は、利用率が50%を下回る宿泊施設、教育研修施設、会議室、ホール等であり、見直しの基本方針において指摘を受けているものである。

2 利用率(%) = 年間実利用数(延べ利用部屋数) ÷ (年間稼働日数×部屋数) × 100

また、表1-3の資産は、未利用地等であり、処分等がなされておらず、法人内に留保されている状況にある。

表1-3 未利用等の所有地・所有施設

法人名	区分	施設名 (所在地)	敷地面積 (㎡)	B/S 価格 (百万円)	備考
高齢・障害者雇用支援機構	所有	旧石川障害者職業センター跡地(石川県石川郡)	913	27	
高齢・障害者雇用支援機構	所有	旧三重障害者職業センター(三重県津市)	989	76	

国立病院機構	所有	旧十勝療養所跡地(北海道音更町)	50,335	164	
国立病院機構	所有	旧登別病院跡地(北海道登別市)	18,283	536	
国立病院機構	所有	旧西甲府府院跡地(山梨県甲府市)	50,497	369	
国立病院機構	所有	旧金沢若松病院跡地(石川県金沢市)	36,118	1,123	
国立病院機構	所有	旧岐阜病院跡地(岐阜県岐阜市)	30,097	1,033	
国立病院機構	所有	旧鳥取病院跡地(鳥取県鳥取市)	35,461	1,730	
国立病院機構	所有	旧筑後病院跡地(福岡県筑後市)	43,769	739	
労働者健康福祉機構	所有	旧水上荘(群馬県利根郡)	4,216	50	
労働者健康福祉機構	所有	旧恵那荘跡地(岐阜県恵那市)	3,304	13	

(注) 表中の土地、建物等は、減損処理を行い用途廃止しているもの、法人で廃止を決定したもの等であり、見直しの基本方針において指摘を受けているものである。

さらに、表1-4の東京事務所等については、本部が首都圏内に立地している中で、その本部の支所等として設置されたものである。

表1-4 東京都内に所在する法人の支所等として設置されている事務所・施設

法人名	区分	施設名 (所在地)	使用面積 (㎡)	役員配置数 (人)	維持経費 (千円)
年金・健康保険福祉施設整理機構	借上げ	サテライトオフィス(中央区)	724	42	65,202

(注) 1 表中の事務所等は、首都圏に本部があるが、法人が借上げにより、その本部のほか支所等として東京都内に設置している事務所・会議所等であり、見直しの基本方針において指摘を受けているものである。

2 「使用面積」欄は、借上げ面積を記載した。

3 「維持経費」欄の数値は、借上料と修繕費等の諸経費との合計額を記載した。

これらの資産等については、当委員会の「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。)または見直しの基本方針において、廃止、国庫納付、共用化等、またはそれに向けた検討の必要性について個別具体の指摘がなされたところである。

このため、これら資産等について今後重要となるのは、勧告の方向性や見直しの基本方針において指摘されたこうした取組が、当該資産等を使用する法人において、適切に行われるようにしていくことである。

したがって、今後の評価に当たっては、勧告の方向性や見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である。

なお、これら資産等については、勧告の方向性や見直しの基本方針において、個々に廃止、国庫納付、共用化等の指摘がなされる結果となったが、こうした利用率が低調であるなど保有の必要性や現地に立地する必要性等を検証すべき状況にある資産等については、法人が上記の視点等に沿った適切な検証・取組を行っているかにとどまらず、法人が出した必要性の判断の妥当性や、当該資産等の廃止、国庫納付、共用化等といった個別具体の方向性を明らかにしていくことが必要である。

(2) 金融資産

ア 事業用運用資産の見直し及び運用・管理

厚生労働省所管の独立行政法人のうち、個別法に基づき事業用運用資産を保有する法人は3法人(勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、年金積立金管理運用)である。

これらの法人について評価結果をみると、いずれも事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点

○ 金融資産の運用・管理について、今後とも適切な評価を行うことが求められたものである。

からの法人による見直しの適切性について評価が行われている。

また、平成22年3月改訂の独立行政法人会計基準においては、独立行政法人が保有する金融商品について、金融商品に対する取組方針等を明らかにし、金融商品の状況に関する事項及び期末の時価等に関する事項の情報開示が求められているところ、いずれの法人についても、保有目的を達成するための運用方針の明確化及び運用体制の確立の観点からの評価が行われている。今後とも、適切な評価に努められたい。

イ 貸付等債権の管理

平成21年度末において、100億円を超える債権を保有する法人は、表2のとおり2法人(福祉医療機構、雇用・能力開発機構)である。

表2 貸付金等および貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

法人名	種類	① 債権残高	うち貸倒懸念債権		② 貸倒引当金	うち貸倒懸念債権に対するもの		①-②
			うち貸倒懸念債権	うち破産更生債権等		うち貸倒懸念債権に対するもの	うち破産更生債権等に対するもの	
福祉医療機構	福祉医療貸付金	3,098,146	22,618	10,308	9,731	730	6,640	3,088,415
	年金担保貸付金	186,283	0	146	158	0	146	186,124
	年金住宅資金等貸付金	2,050,347	4,018	22,088	8,113	713	7,147	2,042,235
雇用・能力開発機構	技能者育成資金貸付金	12,940	332	2,244	3,440	258	2,064	9,500
	財形融資貸付金	802,761	9	268	247	4	236	802,515
	財形融資資金貸付金	25,345	-	-	-	-	-	25,345

(注) 1 平成21年度財務諸表附属明細書を基に、貸付金に類する勘定科目名について集計した。
2 融資等業務以外の貸付金を除く。

- 3 債権残高が100億円以上の債権について掲載している。
- 4 取引の性質上貸倒リスクのない債権を含む。
- 5 新規貸付を行っていないものを含む。

これらの法人が保有する債権について評価結果をみると、いずれも貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組に関する評価が行われている。今後とも、適切な評価に努められたい。

(3) 知的財産

厚生労働省所管の14法人について、出願・審査や権利維持に経費や人的コストがかかる特許の所有状況を見ると、平成21年度末現在で10件以上所有しているものは、表3のとおり、1法人となっている。

表3 特許の所有状況等

法人名	特許所有件数(件)	実施許諾率(%)	特許出願数(件)	特許による収入(千円)	特許出願・維持費用(千円)		
					出願・審査	権利維持	
労働安全衛生総合研究所	38	7.9	1	505	655	225	430

当該法人に対する評価結果についてみたところ、実施許諾に至っていない知的財産についての原因・理由や実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及びその結果を踏まえた取組等に関する実施状況を踏まえた評価結果が必ずしも明らかになっていない状況がみられた。

今後の評価に当たっては、特許等の知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況等について明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきである。

○ 次年度の評価においては、特許等の出願・保有することのみをもって評価することなく、特許等の知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、その保有の必要性等も踏まえた法人の取組を評価することが求められたものである。

(内部統制の充実・強化)

1 内部統制に関する評価の状況

(1)及び(2) (略)

(3) 評価結果における言及状況

貴委員会の評価では、内部統制事項を踏まえた法人の取組状況を業務実績報告書等に記載させた上で、その取組に対する貴委員会の見解を評価結果で明らかにしており、表4のとおり、全ての内部統制事項について厚生労働省が所管する半数以上の法人に対する評価結果において言及されている。

表4 評価結果における内部統制事項の言及状況(厚生労働省所管14法人)

区分	評価結果における言及	
法人の長のマネジメント	① リーダーシップを発揮できる環境整備	◎
	② 法人のミッションの役職員への周知徹底	◎
	③ 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等	◎
	④ 内部統制の現状把握・課題対応計画の作成	◎
監事監査	① 法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施	△
	② 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告	◎

(注)1 「評価結果における言及」とは、当委員会に通知された評価結果において言及されているか否かを判断・整理したものである。

2 「評価結果における言及」欄の凡例

- ◎: 全ての法人で言及されている。
- : 大半の法人で言及されている。(90%以上)
- △: 半数以上の法人で言及されている。(50%以上90%未満)
- ▲: 半数以下の法人で言及されている。(50%未満)
- : 全ての法人で言及されていない。

○ 表4の「監事監査」の事項「① 法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施」について、評価結果における言及がないとされた法人は、勤労者退職金共済機構及び国立重度知的障害者総合施設のぞみの園である。

次年度の評価においては、両法人の上記事項の実施状況について評価することが求められたものである。

しかしながら、評価結果の中には、例えば、「理事長自ら、(中略)適切な統制環境確保に向けて取り組んでいる」、「今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって(中略)の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する」等、内部統制の仕組みが整備されていることをもって評価を行っているものや抽象的なものにとどまっており、法人が整備した仕組みが実際に機能しているかどうかの検証を十分に行った上での評価とはなっていないと考えられるものがみられた。このような例は、他府省の独立行政法人評価委員会においてもみられ、これは、独立行政法人の内部統制に関する考え方が平成21年度末に明らかにされたこともあって、各府省評価委員会に十分浸透していないことも一因であると考えられる。なお、評価結果において言及されていない内部統制事項については、貴委員会の見解を明らかにするためにも今後の評価において言及すべきである。

○ 次年度の評価においては、内部統制の仕組みが実際に機能しているかどうかの検証など、更に踏み込んだ評価を行うことが必要である。

(2及び3 略)

【2 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>貴委員会は、評価の参考とするために、平成22年7月から同年8月にかけて、厚生労働省を通じて本法人の業務・マネジメント等に関する国民からの意見募集を実施し、その結果、特段の意見は寄せられなかった旨公表し、評価結果においてもその旨言及されている。</p> <p>しかしながら、今般、総務省ホームページを通じて、本法人の業務・マネジメント等に関して意見が数件あったにもかかわらず評価結果では特段の意見はなかったものとされているとの指摘があり、事実関係を確認したところ、意見募集の結果が厚生労働省から貴委員会に適切に報告されていなかったことが判明した。このような事態は本法人の業務実績評価に関する国民の信頼を著しく損ねるものであって誠に遺憾である。</p> <p>したがって、今後は寄せられた意見が適切に貴委員会に報告されるよう再発防止を徹底されたい。</p> <p>本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある」との指摘は重要であり、かかる観点からは、9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである。</p>	<p>○ 本指摘は、本法人の取組について行ったものではなく、国民からの意見募集を行った厚生労働省に対するものである。</p> <p>今後は、委員に意見の内容を幅広く提示できるようにすべく、また、何が提示すべきものであるか否かの判断がぶれることのないよう、これまで各法人所管課で受け付けていた意見を政策評価官室で受け付けることとしてまいりたい。</p> <p>○ 都道府県雇用開発協会等へ委託してきた地方業務は、平成23年度から法人自ら全国実施することとなっている。</p> <p>このため、次年度の評価においては、22年度の雇用開発協会等との入札から契約に至るプロセスの検証結果やそれに基づく大臣からの指示を受けた法人の取組を踏まえつつ、全国実施に向けた法人の取組状況等について評価することが求められたものである。</p>

【3 福祉医療機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>(健康保険組合の保険料に関する労使負担割合の見直しについて)</p> <p>独立行政法人が加入している健康保険組合の保険料に関する労使負担割合については、独立行政法人の公的性格に鑑み、真にやむを得ないと認められる事情が存する場合を除き、国と同様に労使折半とする見直しを加入組合に働きかけることが求められている(平成22年5月14日付け総務省行政管理局長通知、平成22年9月14日付け総務大臣通知等)。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、労使負担割合の見直しに係る法人の取組について評価を行うべきである。</p>	<p>○ 本法人における健康保険組合の保険料の労使負担割合は37%：63%と法人の負担割合が高いため、労使折半とすることが求められている。</p> <p>次年度の評価においては、労使負担割合の見直しに向けた法人の取組について評価することが求められたものである。</p> <p>※ 当該健康保険組合には複数の法人が加入しており、本法人の意向のみで労使負担割合の見直しが行えるものではない。</p>

【4 医薬品医療機器総合機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>本法人の医薬品の承認審査業務については、中期計画において、平成23年度までにドラッグ・ラグを解消するため、21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目標を掲げ、また、審査人員も大幅に増員するものとされている。</p> <p>このような状況も踏まえ、昨年度、当委員会は、ドラッグ・ラグ2.5年を23年度に解消するとの目標達成に向け、年度目標が未達成の場合には、その要因分析と改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべき旨指摘している。</p> <p>しかしながら、評価結果をみると、「目標を下回ったものは優先品目の申請者側期間のみであった」、「申請者側期間を短縮することは今後も課題である」などの言及がなされているのみで、新医薬品(優先品目及び通常品目)の審査期間が目標を下回っていることについての要因の分析結果や改善策は明らかにされておらず、十分な分析の下に法人の取組について厳格な評価が行われたものとは言い難い。</p> <p>このため、今後の評価に当たっては、23年度までにドラッグ・ラグを解消するとの目標達成に向けた取組の実効が上がるよう、目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。</p> <p>本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60パーセント以上を6か月以内に処理できるようにすることとしている。</p> <p>当該項目に関する評価結果をみると、8か月以内の処理割合70パーセント以上との年度計画の目標に対し実績が74.0パーセントであったこと、6か月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評価(中期計画を上回っている)としている。</p> <p>しかしながら、中期計画との対比でみれば、21年度の6か月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36パーセントと中期計画における目標値60パーセントとは依然として大きな乖離がみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全</p>	<p>○ 医薬品の承認審査業務については、昨年度の2次意見においても評価における検証が不十分であると指摘されている。</p> <p>今回の評価についても、申請者側期間が目標を下回ったことの検証が不十分であると認められ、昨年度の2次意見指摘を踏まえた検証が十分に行われているとは言い難いと指摘されたものである。</p> <p>次年度の評価においては、より一層厳格な評価が求められたものである。</p> <p>○ 救済給付の事務処理期間について、年度計画の中期計画に照らした妥当性を検証せず、年度計画の目標を上回ったことをもって、中期計画を上回っているとした評価について指摘されたものである。</p> <p>次年度の評価においては、評価方法の原則である中期計画の進捗状況に照らしてどうであったかの評価が求められたものである。</p>

決定件数に対する割合は38パーセントから36パーセントに低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評価には疑問がある。

このため、今後の評価に当たっては、中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。

※ 年度計画の策定は、中期計画の策定と異なり、主務大臣の認可、評価委員会の意見聴取の手続が不要であり、国の関与なく定められる。

【5 年金・健康保険福祉施設整理機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>本法人の業務は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと、年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うことであり、貴委員会において、平成22年度までの間に全ての出資対象施設を譲渡又は廃止する、各年度計画に定める譲渡予定対象施設を譲渡又は廃止する、適正な譲渡価格を設定する等の事項についての達成状況等を基本とした評価が行われている。</p> <p>他方、平成22年8月に本法人の存続期限を2年間延長する法改正がなされたが、同年同月には譲渡対象施設の譲渡が全て完了した旨の発表が法人からなされたところである。</p> <p>このため、存続期限が延長された22年10月以降の法人の業務は、社会保険病院等の運営及び管理（病院運営は公益法人等に委託）並びに厚生労働省から指示された病院の譲渡が中心となることから、次年度の評価に当たっては、法人の業務運営体制等にも留意して、法人の業務実績について評価を行うべきである。</p>	<p>○ 平成21年度の業務実績についての評価が不十分であるとして指摘されたものではなく、次年度の評価において、年金福祉施設等の売却手続が完了したことや、社会保険病院等の運営・管理・譲渡に留意した業務運営体制等となっているか評価を行うよう求められたものである。</p>

【6 年金積立金管理運用独立行政法人】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 本法人は、中期計画において、「業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する」こととしている。</p> <p>しかしながら、当該事項に関する評価結果をみると、人事評価制度の運用、情報システム室の創設によるシステム部門の体制強化等の取組をもってA評価（中期計画を上回っている）としているが、業務実績報告書等における法人の説明及び評価結果のいずれをみても、業務運営の効率的かつ効果的な実施のための組織編成及び人員配置の見直しが行われているかどうかの十分な検証が行われているものとは言い難いものとなっている。</p> <p>特に、人員配置の見直しについては、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成21年12月9日）の「第2 組織面の見直し」において、業務を効率的・効果的に行う体制とするため、各部門の人員配置を見直すこと、その際、管理部門を法人の規模に見合った体制とすることを指摘しているところである。</p> <p>このため、今後の評価に当たっては、各部門における業務内容、人員配置の状況等を明らかにさせた上で、当委員会の指摘を踏まえた措置状況も含め、実情に即した組織編成及び人員配置の見直しが行われているかどうかについて評価を行うべきである。</p>	<p>○ 次年度の評価においては、勧告の方向性の指摘も踏まえた実情に即した組織編成及び人員配置の見直しが行われているかの評価が求められたものである。</p>